

モンゴルで弁護士会を強化、 日本では JICA 国際協力専門員に



磯井美葉氏（JICA 国際協力専門員、弁護士）

早稲田大学法学部を卒業後、1998 年に司法試験に合格、2000 年に弁護士登録。一般民事事件、刑事弁護ほか、さまざまな事件を取り扱う。その傍ら、修習生の頃から法整備支援活動に興味を持っていたため、日弁連の国際交流委員会のメンバーとしても活動。2006 年 9 月から、JICA 長期専門家としてモンゴルへ赴任。帰国後は JICA 国際協力専門員に。

モンゴルで JICA の長期専門家として法整備支援に携わったのち、法整備支援分野では 2 人目となる JICA の国際協力専門員（公共政策部アドバイザー）として日本で国際協力に関わっておられる、とてもパワフルな先生です。モンゴルに行かれてからモンゴル語を勉強され、帰国する頃にはモンゴル語で日常会話ができるまでに上達されていたそうです。

Q1 モンゴルへ赴任されることになったきっかけはなんですか？

もともと、修習生の頃から、法整備支援活動に興味を持っており、いつか外国へ行ってそういう活動をしてみたいと考えていました。そのような考えを持ったのは、司法試験に合格した後エリトリアに行かれた土井香苗さんの法整備支援活動に関する新聞記事を読み、法律家には、法律分野で途上国に支援や協力をするという仕事もあるということを知ったことがきっかけです。

そこで、弁護士になってからは、「国際司法支援活動弁護士名簿」に登録し、そこから届く情報に手を上げたりして、日弁連の国際交流委員会や、カンボジア弁護士養成校プロジェクトのメンバーに入れてもらい、徐々に法整備支援に関する活動に関わるようになりました。

この日弁連の「国際司法支援活動弁護士名簿」は、登録すると、国際的なプロジェクトの情報、JICA の募集情報、国連の募集情報、外務省の任期付き公務員情報などの情報が得られますから、国際的な活動に興味がある方は、まずはこの登録をされるとよいと思います。

モンゴルのプロジェクトの募集も、日弁連を通じて情報があり、ほかの仕事のタイミングなども考えて、手をあげることを決意しました。モンゴルに赴任されていた田邊正紀先生の任期中に、日弁連の国際交流委員会をはじめとする有志で、モンゴルに視察に訪れたことがありましたので、現地の様子も多少は知っていました。

Q2 日本で弁護士として活動されていたところを、モンゴルへ赴任するとなると、いろいろリスクもあると思うのですが、その点はどのように対処されたのでしょうか？

弁護士の場合、個別の事件の処理や、クライアントの方との関係を途中で切って、一時的に海外に赴任するのは難しい場合が多いと思います。そのような中で、仕事のめどをつけたり、他の弁護士に引き継いでもらったりする必要が出てきます。そこで私は、赴任の1年ほど前からは、個人的な事件の受任は、そのあたりのことを少しずつ意識して、複雑な事件や時間のかかりそうな事件は単独では受任せず、他の弁護士と共同で受任するように工夫して引き継ぎました。それでもやはり関係者にご迷惑をおかけしたものもあります。

Q3 モンゴルではどのような活動をされたのですか？

2006年9月から2年間の任期で、弁護士会の強化支援を中心としたプロジェクトを行いました。より具体的には、前任の先生のときにはじまった弁護士会報（月刊）や弁護士会名簿（年1回）の作成支援を引き続き行うほか、2006年5月にオープンした弁護士会の法律相談・調停センターに対して、広報や現地及び日本での研修などの支援を行いました。

弁護士名簿は、当時、弁護士会自身が、誰が弁護士なのかを十分把握できていない状態でしたので、弁護士会名簿を作成するとともに、法律機関など

に配布することにしたのです。弁護士会会報は、弁護士会から弁護士へ、あるいは弁護士同士の情報交換に役立ててもらうために作成支援をしました。また、日本の弁護士会の運営を見てもらう研修を実施し、モンゴルから弁護士など4名の研修生を送って、愛知県弁護士会に受け入れてもらいました。法律相談・調停センターについては、活動を広げるのに苦労しましたが、ビジネスマン向けのセミナーに広報させてもらったり、テレビコマーシャルを作って放映したりもしました。日本で、調停人育成研修もおこない、日弁連の国際交流委員会を中心に、多くの方に協力していただきました。

Q4 モンゴルで活動をされて、どのような問題意識をもたれましたか？

モンゴルでは弁護士の地位がまだまだ低く、弁護士に対する信頼も日本ほどは厚くないように感じました。

また、モンゴルで活動していると、法律の役割に対する考え方が、日本とかなり違うように思います。日本では、法律で要件と効果が定められており、どのような要件を満たすとどのような効果が発生するのかという考え方で法律が作られています。しかし、モンゴルはそうではなく、法律に対する考え方が違うというか、何のためにそのような規定があるか、また、そういう目的のためにどういう規定にするか、ということがあまり考えられておらず、ただ、国家がそうあるべしと考えることをそのまま条文にしている気がします。

ただ、モンゴルの人たちにも、モンゴルの法律がいまだ十分なものではな

いという意識はあるようなので、これからよくなっていくと思います。モンゴルが社会主義体制から市場経済化して、20年足らずですから、時間はかかってあたりまえだと思います。



地方での法曹倫理セミナーの様子

Q5

現在はJICAの国際協力専門員として日本で活躍されているようですが、どのような活動をされているのでしょうか？

JICA（独立行政法人国際協力機構）は、日本のODAの実施機関として、各分野の国際協力をしており、法整備支援もその中に含まれます。これまで、モンゴルのほかに、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、東ティモール、中国、ネパールなどでプロジェクトを実施しています。

JICAの職員は、各分野の専門家ではないので、具体的な技術や知識につ

いては、外部の専門家と協力して実施しており、法整備の場合は、以前の私や他の専門家のように、弁護士が派遣されたり、法務省を通じて裁判官や検察官を派遣したりしています。一方、国際協力専門員は、JICA のスタッフとして、主に国内から、国際協力事業に携わっています。現在の私は、JICA の本部で法整備支援を担当する公共政策部で、法律家の立場からプロジェクトのデザインやマネジメントにアドバイスをしています。法整備支援に関する国際協力専門員は、50 期の佐藤直史さんに続き、私でまだ 2 人目です。

たとえば、今は、昨年 11 月末に終わったモンゴルのプロジェクトの後に続く、新しいプロジェクトの準備をしているところです。前のプロジェクトのときに、モンゴルの最高裁判所が調停制度に関心を持ってくれるようになりましたので、今後は、裁判所での事件処理の流れに調停制度を取り入れる、あるいは、弁護士会の調停センターと裁判所を連携させる形で、調停をより発展させることを考えています。そのために、現地の JICA 事務所や法律機関と打ち合わせをし、どのような目標を設定し、どのように進めてゆくか、などを検討しています。

ほかにも、各国に派遣されている専門家の方たちや、日本からサポートしてくださっている法務省や大学教授の方たちとも意見交換をしています。

また、プロジェクト研究という、日本のこれまでの法整備支援活動をまとめ、特徴や方針を検証する作業にも取り組んでいます。

Q6 今後の展望について、お聞かせください。

しばらくは今の仕事を続けることになると思います。

しかし、その後はまた通常業務を行う弁護士に戻るかもしれませんし、その辺りは未定です。あまり先のことを考えていないので……（笑）。そうなったとしても、何らかの形で法整備支援等の国際協力活動に関わってきたいとは考えています。

Q7 世界で起こっている問題に対し、日本にいながらにして、貢献できることがあるとすれば、どんなことが考えられるでしょうか？

まずは、日弁連が1999年につくった国際司法支援活動弁護士名簿に登録するとよいと思います。これにより、日弁連に届く国際司法支援活動の情報、人材募集に関する情報等が適宜提供されます。その中から、日本でもできる活動を選んで取り組んでみてはどうでしょう。長期で海外に赴任しなくても、外国の方が来日したときに、セミナーを行い、講師として講演をしたり、また、いきなり講師をするのでなくとも、事務的なことでお手伝いしていただくという活動もあります。

このほか、最近、外国人ローヤリングネットワーク（LNF）というものが発足しました。これは、外国人事件を取り扱う弁護士のネットワークです。司法修習生も入れますから、入ってみてはどうでしょうか。

Q8 修習生やロー生に向けて一言お願いします。

もし、途上国のために支援活動をしたいと考えておられるならば、逆説のようですが、日本での、法律家としての技術や知識を磨いておくことが重要だと思います。なぜなら、途上国の人たちがまず求めるのは、日本の法律家の実務経験に基づいた知識やアドバイスだからです。また、実務家として積んだ経験は、どこの場面でどのように役に立つか、わかりません。たとえば私は、日本では個別の事件のほか、所属している第一東京弁護士会のいろいろな委員会活動や、常議員などの活動もしていましたが、この経験はモンゴルでの弁護士会強化プロジェクトでとても役に立ちました。

ですから、まずは目の前の法律家としての仕事ひとつひとつに、一生懸命に取り組んで、技術を磨くことが大切だと思います。

[文責：久保田祐佳]